

孺恋村農業委員会総会議事録(第9回)

- (1) 開催日時 令和6年3月11日(月)開会:午前9時52分 閉会:午前10時50分
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名 欠席委員0名)
農業委員
1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 3.黒岩 宗久 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利
7. 黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市
13.黒岩 純一 14.佐藤 梅仁 15. 下谷 忠 16. 黒岩 トシエ 17. 市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
第1号議案 国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について
第2号議案 農地移動適正化あっせんの取消について
第3号議案 農地移動適正化あっせんの成立について
第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第7号議案 農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について
第8号議案 農用地売買のあっせん申出について
第9号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 皆さん、おはようございます。時間より早いのですが、皆さんお揃いですので、始めたいと思います。ただ今より孺恋村農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は17名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告で開会させていただきます。また、同規則第5条の規定により会長が議長になり進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 どうも皆さん、おはようございます。最近は大変天候がかなり、おかしかったのですが、今週辺りから暖かくなるとのことで、農作業の方も、キャベツの苗の種まきが順調に進んでいるような状況です。例年より、若干早いような状態だと思います。また、この間から地域計画の会合で、皆さまご苦労様でございました。大笹地区は、今度の14日にやるそうなので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより農業委員会を開会いたします。本日の議事録署名人ですけれども、第15号委員の下谷忠委員、第16号委員の黒岩トシエ委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について」】を議題といたします。本日は、建設課国土調査係の

方がみえておりますので、本案について説明をお願いします。

建設課国土調査係

みなさんおはようございます。日頃から国土調査の事業に、会長を筆頭に一部の委員の皆さんに現地立ち会い等ご足労願って実施させていただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。それでは、早速国土調査の地目変更等について説明をさせていただきたいと思えます。鎌原の丸・陣場地区について農地から農地以外になる土地25筆、農地から農地以外を分筆する土地2筆、農地のまま合筆する土地5筆、農地以外からのうちになる土地2筆です。場所は、西窪から鎌原に抜けて行く近道を上りきったところで、正面が陣場という地区で後ろの林の中が丸という地区になります。(資料に基づいて説明)続きまして、田代字出水の2地区、合筆をする農地23筆、分筆する農地1筆、農地から農地以外になる土地2筆、農地から農地以外を分筆する土地3筆、農地以外からのうちになる土地6筆です。場所は、田代のコミュニティーから愛妻の丘の方へ向かって上っていく坂の中腹あたりとなります。(資料に基づいて説明)

議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様の方から質問等ございますか。質問が無いようですので、お諮りします。【第1号議案「国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について」】については、異議無しとして決定してもよろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第1号議案「国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について」】については異議無しとして決定いたします。国土調査係の方はここで退出となります。ありがとうございます。それでは続きまして、【第2号議案「農地移動適正化あっせんの取消について」】議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第2号議案「農地移動適正化あっせんの取消について」】案件朗読後説明

議長 ありがとうございます。この案件ですけれども、あっせんは皆さま分かっていると思いますが、私も農業委員をやっておりますがあまり良く分かっていないので、簡単に、ちょっと押さえておいてほしところだけ申し上げます。あっせんというのは、誰も売り買いの相手が決まっていなくて、農業委員会にあっせんしていただくということが基本で、あっせんの申出書にも書いてあると思います。後は、農振地区だけあっせんが出来るということで、皆さんから相談など受けたときに、自分もそうだったのですが、あまりよく分かっていないところがあるので、ここでちょっと、そんなところであっせんはやるという事なので、よろしくをお願いします。何か質問等ございますか。ないようでしたら、【第2号議案「農地移動適正化あっせんの取消について」】ですけれども、決定することでよろしいでしょうか。異議無ければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。それでは、取消という事に決定いたします。続きまして、【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】6件の案件朗読後説明

番号1 大字鎌原広川原(売買単価796円/㎡)

番号2 大字干俣熊四郎山(売買単価223円/㎡)

番号3 大字大笹大平(売買単価817円/㎡)

番号4 大字大笹大平(売買単価396円/㎡)

番号5 大字鎌原柏木塚(売買単価503円/㎡)

番号6 大字今井霜田(売買単価700円/㎡)

議 長 ありがとうございます。多くの案件がございますが一つ一つ整理させていただきたいと思います。それでは最初に、1番号ですけれども、田代地区の案件ですので、田代地区のあっせん委員さんよろしくお願ひします。

9番委員 2月19日に、役場にて地元の委員さんと、農業委員会事務局の方々、買受予定者の方と参加して、あっせん委員会を行いました。畑の場所は、広川原の2つ続きの集荷場から南に1km程進んだ場所になります。買受人は農家であるために、問題はないかと思われます。

議 長 ありがとうございます。この件について皆様の方からなにかご質問等がありますか。ないようですので、お諮りいたします。【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】1番号については問題なしということよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。問題ないということで【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の1番号については成立に決定いたします。続きまして、2番号ですけれども、こちらは干俣地区ですので、干俣地区のあっせん委員さんよろしくお願ひします。

13番委員 先月、2月20日に地元の農業委員、推進委員、事務局とそれから買受人、申出人とあっせん委員会を開催しました。場所は、バラギ湖から北東に800mほど進んだ場所になります。買受人は農家であるため、問題ないかと思われます。

議 長 ありがとうございます。ただ今説明がございましたが、何か皆様の方からございますか。無いようでしたら、2番号につきまして、あっせん成立について問題なしということよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】2番号につきましては成立に決定いたします。続きまして、3番号4番号5番号は大笹地区ですけれどもこちら一つ一つ大笹地区の方に説明していただいて、決定したいと思います。まず3番号につきまして、大笹地区のあっせん委員さんよろしくお願ひします。

14番委員 2月21日に事務局、地元委員、買受人、申出人であっせん委員会を行いました。場所は2筆とも大沢橋から北へ800mほど進んだ場所になります。両者納得していたので問題ないかと思ひます。

議 長 はい、では3番号について何か皆様の方から質問等ございますか。無ければ、3番号につきまして問題ないと言うことでよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】3番号については成立に決定いたします。続きまして、また大笹地区で4番号をお願ひします。

14番委員 2月21日にまた同じ日にあっせん委員会を行いました。場所は大沢橋から南へ800mほど進んだ場所になります。両者納得しているので問題ないかと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございます。こちらも、なにか皆様の方から質問等ございますか。それでは問題なしということよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】4番号につきましても問題なしということで成立させていただきます。続きまして5番号よろしくお願ひします。

14番委員 2月21日にあっせん委員会を行いました。両者納得していたので問題ないかと思ひます。

議 長 ありがとうございます。5番号につきまして何か質問等ございますか。無いようでしたらお諮りいたします。5番号につきまして問題ないということよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】5番号については成立に決定いたします。続きまして、6番号ですが、こちらは今井地区の案件ですので今井地区の委員さんをお願いします。

10番委員 2月19日に役場にて地元農業委員、推進委員、事務局と申出人、買受人とあっせん委員会を開催しました。場所は、今井地区遺跡群の看板のある場所から南東に200mほど進んだ場所になります。買受人は地元の専業農家であるため特に問題ないかと思われま

議 長 ありがとうございます。それでは6番号ですが何か皆様の方から質問等ございますか。無いようでしたらお諮りいたします。6番号につきまして問題ないということではよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第3号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】6番号については成立に決定いたします。どうもありがとうございました。それでは続きまして、【第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

1番号～6番号 あっせんの成立による売買契約

7番号 贈与による所有権移転

8番号 売買による所有権移転

9番号 交換による所有権移転

10番号 贈与による所有権移転

11番号 売買による所有権移転

12番号 売買による所有権移転

議 長 ありがとうございます。1番号から6番号はこちら先ほどのあっせんで成立が決定した案件でございますが、1番号から審議したいと思います。それでは説明は先ほどしていただいたので、【第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号について許可するというこ

とで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号につきまして許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、2番号ですけれども、こちら

も許可することとして決定してよろしいで

うか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、3番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】3番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、4番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】4番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、5番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】5番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、6番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】6番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、7番号は、こちらは田代地区の案件ですけれども、田代地区の委員さん説明をお願いします。

11番委員 3月4日に農業委員、推進委員、役場事務局と現地確認へ行きましたが、積雪のため現場へ行くことができなかったため、航空写真で確認しました。マス池から500m程登った場所になります。

もう一件ですが、こちらも積雪で現地へ行くことが出来なかったため航空写真で確認しました。清紫園からパノラマ北ルートを1km程上って20m入ります。認定農業者である息子さんへ農地を贈与することなので、問題ないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。7番号につきまして、皆様の方から質問がございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、7番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】7番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして8番号ですけれども、これは干俣地区の案件だと思えますが、干俣の委員さんよろしくお願ひします。

13番委員 雪のために現地確認ができなかったので航空写真で確認しました。バラギ湖から東に1km程進んだ場所になります。譲受人は農家であるため問題は無いかと思えます。

議 長 ありがとうございます。こちらは何か皆さまから質問等がございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、8番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】8番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、9番号ですがこちらも干俣の案件ですが、委員さんよろしくお願ひします。

13番委員 1月4日に地元の農業委員、推進委員、事務局を交えて確認をしてきました。場所は、旧干俣小学校から北東に800m程進んだ場所になりまして、譲受人は農家であるため問題は無いかと思えます。

議 長 ありがとうございます。こちらも皆様の方から質問等がございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】9番号につきまして、許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】9番号につ

きまして、許可することとして決定いたします。続きまして、10番号ですけれども、こちらは鎌原地区ですので、鎌原地区の委員さんよろしくお願ひします。

16番委員 3月8日に事務局の方、推進委員、農業委員で現地確認へ行ってきました。場所は、こども園の付近です。親族間の贈与なので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。10番号ですけれども、何か質問等ございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】10番号につきまして、許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】10番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、11番号ですけれども、農業委員の方で当事者がございますので16番委員の方退出をお願いします。こちらは鎌原地区の案件ですけれども説明をよろしくお願ひします。

4番委員 こちらは現地確認が雪のため出来なくて、航空写真の方で確認いたしました。譲受人は地元の農業法人なので特に問題は無いかと思ひます。

議 長 ありがとうございます。11番号ですけれども、何か質問等がございますか。無いようでしたら、11番号について許可相当ということで皆さんの決定をいただきたいと思ひますが、挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】11番号ですけれども、許可することとして決定いたします。それでは16番号委員の入場をお願いします。それでは、12番号は、こちらは袋倉の案件ですので袋倉の委員さんよろしくお願ひします。

8番委員 3月5日に推進委員さん、事務局で現地確認をしました。該当の畑は袋倉生活改善センターから東側に一筆と、南西側に一筆の2カ所になります。譲り渡し人は住んでいる場所が遠方であり、耕作する予定が無くなったので今回農地法3条による通常の売買を希望とのこと。譲受人は現在農業をしており、現地確認をしたところ問題は無いと思ひます。

議 長 ありがとうございます。何か質問等ございますか。無いようでしたら、12番号の案件ですけれども、許可することとしてよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」】12番号は、許可することとして決定いたします。続きまして、【第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第5号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

議 長 はい、ありがとうございます。こちらは鎌原地区の案件ですが鎌原地区の委員さんよろしくお願
いします。

16番委員 この案件も、3月8日に現地確認に行ってきました。場所は、村中から芦生田方面に向かい、
パルハイツというアパートの近くです。申請理由のとおりで、新興住宅地の並びにあり、問題な
いと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について、なにか皆さまからご質問等ございますか。無いよう
でしたら、お諮りしたいと思います。【第5号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】は
許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願
いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第5号議「農地法第5条の規定による許可申
請について」】は許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、
【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。農業委
員等に関する法律第31条の規定により、10番委員の退場をお願いします。それでは事務局か
ら説明をお願いします。

事務局 【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。何か質問等ございますか。無ければ、【第6号議案「農用地利用集積計
画(案)への意見決定について」】について意見は問題なしとして村長に回答してよろしいでしょ
うか。異議無い委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意
見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。10番委員の入場をお願いし

ます。続きまして、【第7号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第7号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議長 ありがとうございました。なにかこの件につきまして、皆さまから質問等ございますか。ないようですのでお諮りいたします。【第7号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答してよろしいでしょうか。異議無い委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議長 はい、ありがとうございました。挙手全員でありますので、【第7号議案「農用地利用集積等促進計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第8号議案「農用地売買のあっせん申出について」】議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第8号議案「農用地売買のあっせん申出について」】

1、大笹大原 2筆

議長 ありがとうございました。大笹地区の案件ですが、大笹地区の委員さん何かありましたらよろしくお願ひします。

6番委員 3月8日に現地確認を行いました。雪のため航空写真で確認いたしました。場所は、大原の集荷場のすぐ脇です。特に問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。それではこの件について、何か質問ございますか。無いようですのでお諮りいたします。この案件についてはあっせんを受けるといふことで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございました。挙手全員でありますので、あっせんを受けるといふことに決定いたします。あっせん委員の指名ですが、大笹地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の方にお願ひしたいと思います。続きまして、【第9号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第9号議案「その他」】報告。

報告 1	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書	2 件
報告 2	農地使用貸借契約の合意解約通知書	1 件
報告 3	制限除外による事業計画書	1 件

議 長 はい、ありがとうございました。9号議案は報告事項となりますが、何か質問等がありますか。質問が無いようですので、本日の議案は全て終了いたしました。つづきまして、その他に移ります。なにかあればお願いいたします。無いようですが、本日は、かなりの案件が出ました。最初始まったときは案件が少ないと思ったのですが、かなりいろいろな案件が出てきて、皆さんの方にも、農業者の方から質問等があったり相談を受けられたりしていると思います。私も何件か、4条5条の関係で質問を受けているのですが、実は中々内容がよく分からないところがあるので、私が少し感じた所だけ説明したいと思います。基本的に3条はこの農業委員会で決定することで、4条5条、農地に家を建てたり、倉庫を建てたりとか、それが4条5条なのですが、4条は、自分の所で5条は、買って家を建てる、そんなかたちなんですけど、4条5条はここで決定してから、県に行きます。そうすると、1ヶ月以上かかるんですよ。家を建てるとか、そういうときに相談を受けたときに大分時間がかかるということを、相談を受けた方に伝えていただけると良いと思います。初めてだと分からないと思うので、相談を受けたときはそんなことでやってもらいたいです。何かあれば事務局に聞いてもらいたいです。皆様の方から何かありますか。それでは、次回の定例会は4月10日(水)午前10時から孺恋村役場で開催となります。以上で、本日の定例会を閉会させていただきます。

午前10時50分閉会